

NEWS

産業廃棄物処理業者優良化セミナー開催

10月1日（火）午後1時30分より三の丸庁舎8階大会議室（名古屋市中区）にて、第1回目の「産業廃棄物処理業者優良化セミナー」が、36名参加のもと開催されました。

- ・尾張会場
第2回目 11/26（火）三の丸庁舎8階大会議室
13：30～16：00
- ・三河会場
10/28（月）西三河総合庁舎10階大会議室
13：30～16：00

セミナーの開会の挨拶で、愛知県環境局資源循環推進課主幹 横井 歩氏は、「平成23年に始まった優良産廃処理業者認定制度は8年半経過しましたが、認定を取っている方があまり多くありません。愛知県の状況で申しますと収集運搬業者で優良認定業者は364社、処分業者は61社、全体の総数では収集運搬業で愛知県の優良認定の取得率は約4%、処分業は約11%、まだまだ少ないと考えております。優良制度を通じて財務状況の公表、処理状況の公表など、事業の透明性の観点から考えていただくと大変ありがたいと思っています。」と述べました。



挨拶する愛知県環境局
横井主幹

「優良産廃処理業者認定制度について」では、愛知県環境局資源循環推進課産業廃棄物グループ主査 北川泰久氏から、①優良産廃処理業者認定制度 ②優良認定申請 ③申請の留意事項について説明がありました。



講師の愛知県環境局
北川主査

「エコアクション21認証取得について」では、協会専務理事 堀部隆司氏から、産業廃棄物処理業の

優良認定制度における優良性の判断に係わる基準の概要、エコアクション21のメリット、エコアクション21認証取得セミナーなど協会の取り組みについて説明がありました。

「電子マニフェストの仕組みと運用について」では、協会事務局 小野田敏也氏から、マニフェスト制度、電子マニフェストについて、電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較、電子マニフェストの特徴とメリット、電子マニフェストの導入について説明がありました。

その他は、愛知県環境局資源循環推進課産業廃棄物グループ課長補佐 中根知康氏から、9月5日付の通知文書について説明がありました。中国をはじめとしたプラスチック類の輸入制限があり、国内の廃プラの処理が



講師の愛知県環境局
中根課長補佐

ひっ迫している状況を踏まえ、環境省が規制緩和施策、優良産廃処理業者への誘導策の一環として施行規則の一部を改正するということが行われ、9月4日に公布、施行されました。優良産廃処分業者は、処分または再生のために廃プラスチック類を保管する場合は、その保管上限を従前の2倍にできるという改正が行われました。通常は処理能力の14日分まで保管できるというのが上限でしたが、優良産廃処分業者は28日分まで、2倍に規制を緩和したということです。対象者は優良産廃処分業者のうち、廃プラスチック類が処分又は再生されるまでの間の保管を行う処分業者、中間処理業者ということです。実際に保管を増やしたい場合は保管の計画が変わることになりますので変更の届出が必要とのことです。他にも改正について詳細な説明がありました。

セミナーは後2回開催されますので、ぜひ受講をお願いいたします。